

資料 1

平成 28 年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	0 (2)	0 (▲1,482)
縮減	6 (5)	▲ 1,323 (▲435)
執行等改善	1 (0)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	0 (0)	0 (0)
合計	7 (7)	▲ 1,323 (▲1,917)

※ () 書きは昨年度の数

○平成28年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	論点	H28 当初 予算 A	H29 要求 額 B	差引 B-A	外部有識者 コメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
016	救急患者の 受入体制の 充実	<p>①救急患者受入実態調査委託費 消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査を行う。 【創設年度】平成22年度 【委託先】都道府県</p> <p>②メディカルコントロール体制強化事業 救急医療体制の強化のため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するために必要な経費等について財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県 【補助率】1/2 (国1/2、都道府県1/2)</p> <p>③搬送困難事例受入医療機関支援事業 (②の事業を実施している地域で行う) 長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関に対して財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県(間接補助先：医療機関) 【補助率】1/3 (国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3)</p>	<p>○メディカルコントロール体制強化事業及び搬送困難事例受入医療機関支援事業について、都道府県の実態やニーズに合っているか検証すべきではないか。</p> <p>○メディカルコントロール協議会に対する補助のあり方を検証すべきではないか。</p>	373	483	110	<p>(評価結果) 事業全体の抜本的改善</p> <p>(とりまとめコメント) 見直し案にあるとおり、搬送困難事例受入医療機関支援事業の実効性の把握・検証を行いつつ、救急患者受入実態調査委託費については必要性を含めて見直し、メディカルコントロール協議会に係る補助については、自治体の実態を調査し、そのニーズに応じて、週1回以上という専任医師要件を含め、本事業の要件を見直す必要がある。全体として搬送困難事例受入医療機関支援事業に重点を移しつつ、補助金の上限額等を見直し、受入照会回数の減及び現場滞在時間の短縮により実効ある事業内容に見直すことが必要。さらに、受入照会回数や現場滞在時間の地域差を戦略的に是正する観点から、本事業に手を挙げない自治体への働きかけを強め、都市部や山間部などの実情に応じたベストプラクティスの横展開を図ることや公立病院の位置付けを検討することが必要。</p>	事業全体の抜本的改善	公開プロセスの踏まえ、必要な見直しを行うこと。	▲6	縮減	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、 ①救急患者受入実態調査事業に関しては平成28年度限りで廃止、 ②メディカルコントロール協議会に係る補助については、調査結果を踏まえ、週1回以上という専任医師の要件を見直すこととし、 ③搬送困難事例受入医療機関支援事業についても、調査結果を踏まえ、1都道府県当たりの補助の上限額は廃止するとともに、1医療機関に対する補助の上限額を実態に即した額に見直すことで、当該事業に重点を移すなど 必要な見直しを行った。</p>
259	医療経済実態等調査費	<p>医療機関等における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備するため、医療機関等に関する以下の調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査) ・病院に対する各診療科ごとの収支状況を把握するための調査(事例調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査) 	<p>○低調な執行率の改善方法について検討が必要ではないか</p> <p>○調査の委託において1者入札となっている契約があるが、国費の効率的な執行を図るため、そうならないような方策を検討すべきではないか(平成23年度、平成25年度、平成27年度医療機関等調査)</p> <p>○有効回答率は現状で問題ないのか。調査結果の信頼性をより向上させるためにも、有効回答率を上昇させる方策を検討する必要があるのではないか</p>	146	137	▲9	<p>(評価結果) 事業内容の一部改善</p> <p>(とりまとめコメント) 執行状況を踏まえて予算要求を見直す必要がある。また、公告期間の延長、公表資料などを活用した業者への早い段階からの積極的な声かけ、仕様書の内容の一層の明確化、企画提案書の簡素化などにより調達における競争性を確保するとともに、有効回答率の向上を図るため、診療関係団体への協力要請、調査票の簡素化などの工夫、不備のある回答に対する照会を行うほか、回答を一層促すよう地域別の回答率の公表、公立病院の回答の義務づけ等を含めて検討すること、回答した医療機関と回答しなかった医療機関の属性を分析すること、類似調査との間で横断的な比較検討を行うこと、が必要。</p>	事業内容の改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、執行状況を踏まえた予算要求を行うとともに、調達における競争性の確保に努めること。	▲9	縮減	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、 ・執行状況を踏まえて予算要求額を縮減した。 ・次回入札において、公告期間の延長等により一者入札の改善に努める。 ・次回調査において、診療関係団体への協力要請等により有効回答率の向上に努める。</p>

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	論点	H28 当初 予算 A	H29 要求 額 B	差引 B-A	外部有識者 コメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
301	健康増進事業（健康相談等）	<p>国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療をはかるとともに、住民の健康増進に資することを目的として、市町村は健康増進法第17条の規定に基づく事業を実施しており、国は健康増進法第8条第4項の規定に基づき、都道府県が市町村に補助した経費及び指定都市が実施した事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【健康増進法第17条の規定に基づく事業】 ①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④機能訓練⑤訪問指導</p> <p>【負担割合】 ・国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ・国1/3、政令指定都市2/3</p>	<p>当該事業については、平成20年に健康増進法に位置づけられる以前から老人保健法に基づき昭和57年から同様の事業を継続して実施している事業である。 事業の目的でもある、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図り、より多くの住民の健康増進に資するため以下の論点を踏まえ、事業の統廃合や重点化など適切な実施内容・実施方法の在り方について見直しを行うべきでないか。</p> <p>○ 成果目標の達成に向けて当該事業の有用性がわかりにくいことから、成果がわかりやすい目標を設定し、達成に向けた事業内容を検討すべきではないか。</p> <p>○ 単位当たりコストからほぼ全ての市町村が事業を実施していると推察され、また執行率も良い状況であるが、限られた予算の中で多くのメニューを実施していくのではなく、必要性の高い事業への重点化を図るなど事業内容の見直しや補助対象経費を見直すなど実施方法の改善を図ること、予算の効率的な執行を行っていくべきではないか。</p>	404	353	▲51	<p>（評価結果） 事業全体の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 見直し案にある健康手帳の存在の周知、健康教育・健康相談の土日開催・出前開催、訪問指導対象者の満足度調査などに加え、健康増進という本来の事業目的に立ち返って実施方法を検討すべきである。とりわけ、機能訓練は、今の形では存続せず、他の類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直す必要があり、健康手帳は、電子化を含め内容や周知の方法を大きく見直すことを検討する必要がある。また、本事業について、市町村別の取組状況の「見える化」を検討するなど、よりの確に効果を検証するとともに、①積極的に訪問するアプローチの重視、②特に勤労世代を念頭に、医療保険の保険者や事業主の位置付けを含めた見直し、③地域・職域連携のベストプラクティスの横展開の強化、について検討する必要がある。</p>	事業全体の抜本的改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、必要な見直しを行うこと。	▲51	縮減	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、以下の見直しを実施。 （1）事業全体の効果検証（厚生労働科学研究費を活用） ・PDCAサイクル体制確立：効果的な生活習慣改善につながる地域・職域連携等の取組事例に関する収集・分析・評価の実施・公表 ・横展開の実施：他自治体への評価手法の活用促進 （2）健康手帳の交付 ・市町村経由の紙方式での交付から、厚労省ホームページからのダウンロード方式による交付に変更 ・健康手帳HP等により広報を強化し、市町村の住民の健康づくりへの周知、活用を促進 （3）健康教育、健康相談、訪問指導 ・土日・出前開催の促進など参加しやすい体制の構築 ・訪問指導対象者への満足度調査の実施 （4）機能訓練 ・廃止（事業の重点化）</p>
519	建設労働者確保成功助成金	<p>建設業においては、建設生産の特徴から、他の産業に見られないほど下請制度が広汎かつ重層的に発達し、中小零細企業が多く、同時に激しい受注競争の中で、技能労働者の流動化が進んでおり、これらの影響を受けて雇用が不安定、基幹技能者不足、労働条件が立ち後れ、労働者災害の発生が多いなどの構造的な問題が生じている。こうした課題に対応するため、建設業については、他産業との格差を埋めるために建設事業主から特別に附加徴収した雇用保険料（1/1,000）を財源として、助成制度を実施している。加えて、近年、技能労働者の高齢化が進行する中で、「若年労働者及び女性労働者の確保・育成」と「技能継承」が喫緊の課題となっている状況も踏まえ、建設技能向上や、雇用管理改善制度の導入、若者及び女性に魅力ある職場づくり等の取組を行う事業主等に対して助成を行うことにより、業界全体で雇用改善や人材育成の推進を図る。</p> <p>【創設年度】平成25年度 【交付先（都道府県労働局経由）】建設事業主、建設事業主団体、職業訓練法人</p>	<p>○現行の助成金の各メニューは、「建設技能向上支援」、「雇用管理改善制度の導入支援」等となっているが、「若年技能労働者の確保・育成」、「技能継承」の更なる推進を図るため、業界ニーズにしっかりと対応したものとなっているか検証を行うべきではないか。</p> <p>○また、当該助成金の執行率が140%（27年度）と高水準となっているが、各メニューの効果的な手法の検証を行うべきではないか。</p>	5,046	5,184	138	<p>（評価結果） 事業全体の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 27年度執行実績を踏まえ、執行額の太宗を占める技能向上支援助成について企業規模や対象者の年齢などを加味して助成内容をよりきめ細かく設定し直すことで予算額の抑制を図るなど、本助成金全体として予算規模の適正化を図ることが必要。併せて、本事業の目的である建設労働者の雇用の安定や労働条件の改善の観点から、建設業を取り巻く環境変化や建設業界のニーズも踏まえ、若年者等の確保や生産性向上に資するメニューへの重点化を図るほか、本助成金利用後の同一企業内及び建設業界内の定着状況や資金体系などの整備状況、本助成金による技能習得者数についてもサンプル調査などの手法も含めて把握し、建設業全体の動向との比較も行いつつ本事業の指標に取り入れ、本助成金がより実効ある内容となるよう検討することが必要。</p>	事業全体の抜本的改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業の大きいメニューに重点化すること。	▲1,046	縮減	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、 ・技能実習コースについて、小規模零細事業主に配慮しつつ、助成率・額の見直し等を行い、予算規模の適正化を図る。 ・中小建設事業主が、若年者や女性を対象として、トライアル雇用を行った場合の支援措置である奨励金に上乗せ助成等を行い、若年及び女性労働者の確保へのメニューの重点化を図る。 ・助成金利用事業主における定着状況等を把握し、本事業の指標に取り入れることを検討しつつ対応する。</p>

事業番号	事業名	事業概要	論点	H28 当初 予算 A	H29 要求 額 B	差引 B-A	外部有識者 コメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
591	認定職業訓練助成事業費	<p>認定職業訓練に対する助成は、都道府県が認定職業訓練を行う中小企業事業主、職業訓練法人等に対して運営費、施設費、設備費の助成を行った場合、国がその1/2（訓練実施に要した経費の1/3）を補助する。【間接補助】</p> <p>※ 2都道府県以上にまたがって共同訓練を実施する団体等に対しては、広域団体認定訓練助成金として国が1/2（全国団体2/3）を助成。【法定受託事務】</p> <p>（交付先） 都道府県→認定職業訓練を行う中小企業事業主等（補助率） 1/2（訓練実施に要した経費の1/3が上限）（事業実施主体） 中小企業事業主、中小企業事業主の団体、職業訓練法人、都道府県職業能力開発協会、社団法人、労働組合等</p> <p>（主な訓練科） ○ 建築・土木関係（とび、配管、建築、土木施工料等） ○ 理美容関係（理容、美容科等） ○ 金属・機械加工関係（溶接、プレス、機械加工、精密加工料等）</p>	<p>○当該事業に係る補助対象訓練科数はほぼ横ばいで推移している一方、補助対象訓練生数については年々減少傾向にあることから、雇用情勢の趨勢も考慮した上で、訓練生数の見直しを図ることで、適切な予算規模となっているか改めて検討するべきではないか。</p> <p>○職業能力検定等の合格率を成果目標（アウトカム）としているが、当該成果目標については、一定程度その目的を達成していることから、事業の効果をより具体的に計るため、新たな定量的な目標設定（たとえば実際の受験者数を成果目標に加えるなど）を行うべきではないか。</p>	1,214	1,052	▲161	<p>（評価結果） 事業全体の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 見直し案にあるとおり、予算規模の一層の適正化を図るとともに、都道府県間の取組・実績の差にも留意しつつ、訓練終了率、検定等合格者数、職種別検定別合格率等の指標に着目し、実績が低調な訓練校の訓練内容などの底上げを図る取組を国・県・事業者一体となって推進する仕組みを導入することに加え、訓練終了後の定着状況についてもサンプル調査などの手法で把握し、訓練内容の一層の改善などにかかすことを検討することが必要。また、訓練校別単位費用、固定費の取扱いなど、費用対効果の観点から、訓練校間のコストの適正化、補助のとり方についても改めて検証すべき。離職者、在職者の能力開発の連携を検討すること。</p>	事業全体の抜本的改善	公開プロセスでの外部有識者からの指摘を踏まえ、翌年度以降、新たな仕組みの導入に向けて都道府県と調整し、適正な予算規模への見直しを行うこと。	▲206	縮減	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、翌年度以降、新たな仕組みの導入に向けて都道府県と調整しつつ対応してまいりたい。また、訓練終了後の定着状況についても把握し、訓練内容の一層の改善などにかかすことも検討したい。</p> <p>なお、29年度予算要求においては、各都道府県の補助実績（補助割合）に、直近の訓練生数の訓練科ごとの増減推移を加味することにより、実績に見合った適正な予算規模に縮減している。</p>
785	ねんきん定期便	<p>年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生日に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。</p> <p>（参考①）「ねんきん定期便」の法的位置付け 根拠法令：国民年金法14条の5、厚生年金保険法第31条の2 厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。</p> <p>（参考②）「ねんきん定期便」により通知する情報等 ① 年金加入期間 ② 年金見込額（50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提示） ③ 保険料の納付額 ④ 年金加入履歴 ⑤ 厚生年金の期間の月々の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額 ⑥ 国民年金の期間の月々の保険料納付状況</p> <p>※ ④、⑤及び⑥については、節目の年齢（35歳、45歳及び59歳）の方には全期間の状況、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をお知らせする。 ※ 平成26年度送付件数（実績） 約6,460万件</p>	<p>○情報提供は重要だが、郵送主体の現在の事業を見直し、インターネットを活用したねんきんネットを使った情報提供へ移行を進めていくべきではないか</p> <p>○ねんきんネットへの移行を推進する方策を考えていくべきではないか</p> <p>○郵送について、さらにコストを下げることではできないか</p>	6,032	5,774	▲258	<p>（評価結果） 事業全体の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） まずは、国民の信頼を高める観点から、ねんきん定期便について分析するためのデータの重要性を認識するとともに、ねんきんネットのIDの取得の数値目標を設定するなどアウトカム・アウトプット指標のとり方について見直すとともに、工程表の作成について検討する必要がある。その上で、ねんきん定期便に要する費用を合理化するため、ねんきんネットの普及をさらに戦略的に推進するとともに、作成・発送準備の作業や調達方法を精査する必要がある。その上で、ねんきん定期便に要する費用を合理化するため、ねんきんネットの普及をさらに戦略的に推進するとともに、作成・発送準備の作業や調達方法を精査する必要がある。</p>	事業全体の抜本的改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、ねんきんネットの普及促進をはじめとした様々な施策に関して幅広く検討し、実現に努めること。	-	執行等改善	<p>①平成29・30年度において、「ねんきんネットのID取得者数：前年度比20%増」をアウトカム目標として設定すること。②ねんきんネットの活用促進のため、平成29年度において、利用者の視点に立ったシステム改善、戦略的な周知啓発を行うこと。③ねんきんネット利用者について、ねんきん定期便を「紙」から「電子版」に原則切り替えるため、平成29年度において、必要なシステム改善を行うこととした。</p>

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	論点	H28	H29	差引	外部有識者コメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
				当初予算 A	要求額 B			B-A	評価結果	所見の概要	反映額	反映内容
804	高齢者権利擁護等推進事業	<p>①介護施設・事業所等従事者の権利擁護推進事業 介護施設・事業所等において、高齢者虐待防止の取組みを推進する指導的立場にある者及び介護保険施設に勤務する看護師に対する研修等を実施。</p> <p>②権利擁護相談支援事業 各都道府県内において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関連する専門的相談・支援体制の構築を図るため、専門相談員（弁護士や社会福祉士）を配置した相談窓口を設置するとともに、専門相談員による相談・支援事例の紹介・普及等を行う。</p>	平成19年度の事業開始以降、枠組みの変更なく事業が実施されており、施設職員の高齢者虐待事件が頻発するような状況において、現行の取組が効果を挙げているか検証し、ニーズを踏まえた事業に見直しを行うなど、重点化・効率化を図るべきではないか。	105	99	▲6	<p>(評価結果) 事業全体の抜本的改善</p> <p>(とりまとめコメント) 顕在化していないニーズを含めて実態をよく把握した上で、見直し案にある、施設職員のストレス軽減や施設に対する第三者など外部の目の積極的な活用に関する内容を加える一方、必要性の乏しいメニューを廃止し、併せて都道府県や市町村の先進的な取組を収集し、その横展開を行えるよう事業の再構築を図ることが必要。これに加え、通報・相談窓口を周知し、虐待の実態を個別の実態も含めて一層的に把握した上で、地域差を解消しつつ、本事業によって虐待件数を減少させていくことができるよう、通報件数など適切なアウトカム指標の設定を検討することが必要。</p>	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、必要な見直しを行うこと。	▲6	縮減	<p>公開プロセスの評価結果や都道府県の意見を踏まえ、 ○事業の柱立てを整理し、「介護施設・サービス事業者」、「市町村」、「地域住民」の対象別に再構築するとともに、 ・施設長等向けの研修に「施設職員のストレス対策」、「介護相談員等の外部の目の活用」等の内容の追加 ・市町村職員向けの研修を新設し、効果的な対応事例の横展開 ・地域住民への通報・相談窓口の更なる周知徹底等を行う。 ○あわせて、虐待対応への体制整備が進んでいる市町村ほど、通報・相談件数が多い傾向が見られることから、高齢者虐待に係る市町村の体制整備の状況を成果指標に設定する。</p>